

# 公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年12月16日

紀の川市長 岸 本 健

## 記

### 1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備 考
集4-3	紀の川市赤沼田 字宮ノ原 272-2	2-二-28, 34, 35	山林	0.3624	広告の日から5年 を経過する日	
	紀の川市麻生津中 字飯盛 1794	2-二-16, 18	山林	0.2224	広告の日から5年 を経過する日	
集4-4	紀の川市赤沼田 字宮ノ原 273-1	2-二-25, 26, 27, 28, 29	山林	0.8335	広告の日から5年 を経過する日	
集4-5	紀の川市麻生津中 字飯盛 776	2-二-18, 19, 20, 24, 25	山林	0.9692	広告の日から5年 を経過する日	
集4-6	紀の川市赤沼田 字宮ノ原 337-4	2-二-40, 44, 45, 58, 59	山林	0.9030	広告の日から5年 を経過する日	
集4-7	紀の川市赤沼田 字宮ノ原 331	2-二-35, 54	山林	0.1007	広告の日から5年 を経過する日	
集4-8	紀の川市麻生津中 字飯盛 1637	2-二-17, 18, 19, 21	山林	0.4951	広告の日から5年 を経過する日	
集4-9	紀の川市麻生津中 字飯盛 1905-1	1-ロ-3, 22	山林	0.4254	広告の日から5年 を経過する日	
集4-10	紀の川市麻生津中 字飯盛 1906-1	1-ロ-3, 20, 21, 22	山林	0.4254	広告の日から5年 を経過する日	

2 縦覧場所 紀の川市農林商工部農林振興課  
紀の川市ホームページ (<http://www.city.kinokawa.lg.jp>)

3 本公告により、紀の川市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。